告示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二十日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	平成二十四年二月一日

○総務省告示第二十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第八号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第百五十五号（無線従事者の養成課程の授業に適した標準教科書を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年二月二十日

総務大臣　川端　達夫

表を次のように改める。

資格	授業科目	教科書の名称	発行者	発行年月日
第三級海上無線通信士	無線工学	第三級海上無線通信士無線工学	東京都豊島区駒込二丁目三番十号一般財団法人情報通信振興会	平成二十四年一月二十日
	法規	第三級海上無線通信士法規		
	英語	第三級海上無線通信士用英語		平成十三年七月十日
第四級海上無線通信士	無線工学	第四級海上無線通信士無線工学		平成二十四年一月二十日
	法規	第四級海上無線通信士法規		
第一級海上特殊無線技士	無線工学	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士無線工学		
	法規	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士・レーダー級海上特殊無線技士法規		
第二級海上特殊無線技士	無線工学	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士無線工学		
	法規	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士・レーダー級海上特殊無線技士法規		
第三級海上特殊無線技士	無線工学	第三級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士無線工学		平成二年七月一日
	法規	第三級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士・レーダー級海上特殊無線技士法規		平成二十四年一月二十日
レーダー級海上特殊無線技士	無線工学	レーダー級海上特殊無線技士無線工学		
	法規	第一級海上特殊無線技士・第二級海上特殊無線技士・レーダー級海上特殊無線技士法規		
航空無線通信士	無線工学	航空無線通信士無線工学		
	法規	航空無線通信士法規		
	英語	航空無線通信士用英語		
航空特殊無線技士	無線工学	航空特殊無線技士無線工学		
	法規	航空特殊無線技士法規		
第一級陸上特殊無線技士	無線工学	第一級陸上特殊無線技士無線工学		
	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規		
第二級陸上特殊無線技士	無線工学	第二級陸上特殊無線技士無線工学		
	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規		
第三級陸上特殊無線技士	無線工学	第三級陸上特殊無線技士無線工学		
	法規	第三級陸上特殊無線技士法規		
国内電信級陸上特殊無線技士	法規	第一級陸上特殊無線技士・第二級陸上特殊無線技士・国内電信級陸上特殊無線技士法規		
第三級アマチュア無線技士	無線工学	第三級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	東京都豊島区巣鴨三丁目三十六番六号一般財団法人日本アマチュア無線振興協会	平成二十四年一月十五日
	法規			
第四級アマチュア無線技士	無線工学	第四級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書		
	法規			

○法務省告示第五十八号

岐阜県恵那市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年二月二十日

法務大臣　小川　敏夫

岐阜県恵那郡岩村町百七十九番地ノ一

飯野吉三郎

○法務省告示第五十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国テキサス州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年二月二十日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　トッド・クリストファー・クロスビー

生年月日　千九百七十三年十一月二十九日

国　籍　アメリカ合衆国